

診療報酬調査専門組織 医療機関等における消費税負担
に関する分科会（第22回） 議事次第

令和3年12月2日（木）19時00分～20時30分
於 オンライン開催

議 題

- 消費税率10%への引上げに伴う補てん状況の把握結果等
について

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担

に関する分科会委員名簿

(令和3年12月2日現在)

○公益、税制、会計有識者

- | | |
|---------|-----------------------|
| ◎ 飯塚 敏晃 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 野口 晴子 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 吉村 政穂 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 川原 文貴 | 株式会社川原経営総合センター代表取締役社長 |

○支払側委員

- | | |
|--------|---------------------|
| 吉森 俊和 | 全国健康保険協会理事 |
| 幸野 庄司 | 健康保険組合連合会理事 |
| 佐保 昌一 | 日本労働組合総連合会総合政策推進局長 |
| 間利子 晃一 | 日本経済団体連合会経済政策本部上席主幹 |
| 田中 伸一 | 全日本海員組合組合長代行 |
| 末松 則子 | 三重県鈴鹿市長 |

○診療側委員

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 今村 聡 | 日本医師会副会長 |
| 城守 国斗 | 日本医師会常任理事 |
| 川瀬 弘一 | 日本私立医科大学協会
大学病院の診療報酬に関する検討委員会委員 |
| 伊藤 伸一 | 日本医療法人協会会長代行 |
| 三代 知史 | 日本歯科医師会常務理事 |
| 森 昌平 | 日本薬剤師会副会長 |

○医薬品、材料関係団体

- | | |
|-------|--------------------|
| 折本 健次 | 明祥株式会社代表取締役社長執行役員 |
| 梅澤 悟 | 株式会社栗原医療器械店代表取締役会長 |

◎: 分科会長

控除対象外消費税の診療報酬による 補てん状況の把握 〈令和2年度〉

消費税10%への引上げに伴う補てん状況の把握について（案）

診調組 税－1
3 . 8 . 4

○ 前回（平成30年度）に実施した方法に倣って、以下のとおり実施することとしたい。

1. 目的

令和元年に行われた、消費税率10%への引上げに伴う診療報酬による補てん（5%～10%部分）について、令和2年度の状況を把握する。

（※） 薬価・特定保険医療材料は、税抜きの世界実勢価格に消費税を上乗せし、個々の薬価等に反映されているため、対象としない。

2. 補てん状況の把握方法について

○対象医療機関

現在実施中の第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査対象となっている医療機関等を対象とする。

○使用するデータ

個々の医療機関等について、収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分と、支出のうち課税経費の消費税相当額とを把握するため、以下のデータを使用する。

- ・ 収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分については、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数等のデータを使用する（令和2年度分のデータを収集）。
- ・ 支出のうち課税経費の消費税相当額については、第23回医療経済実態調査のデータを使用する（各医療機関における、令和3年3月末までに終了する直近の事業年度のデータを収集）。

（※） 消費税率8%の期間と10%の期間が混在する事業年度については、当該期間の割合に応じた換算率を乗じることで、年間を通じて10%とした課税経費を推計する。

3. 補てん状況の把握のための収入と支出の対比について

個々の医療機関における補てん状況を推計し、医療経済実態調査の損益状況の集計区分と同様に、開設者別、病院機能別、入院基本料別に区分して比較する。

4. 報告時期

令和3年11月を目途として報告する。

【論点】

今回の対象期間である令和2年度のデータについては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることを踏まえ、その方法や結果の分析・解釈について、どのように考えるか。

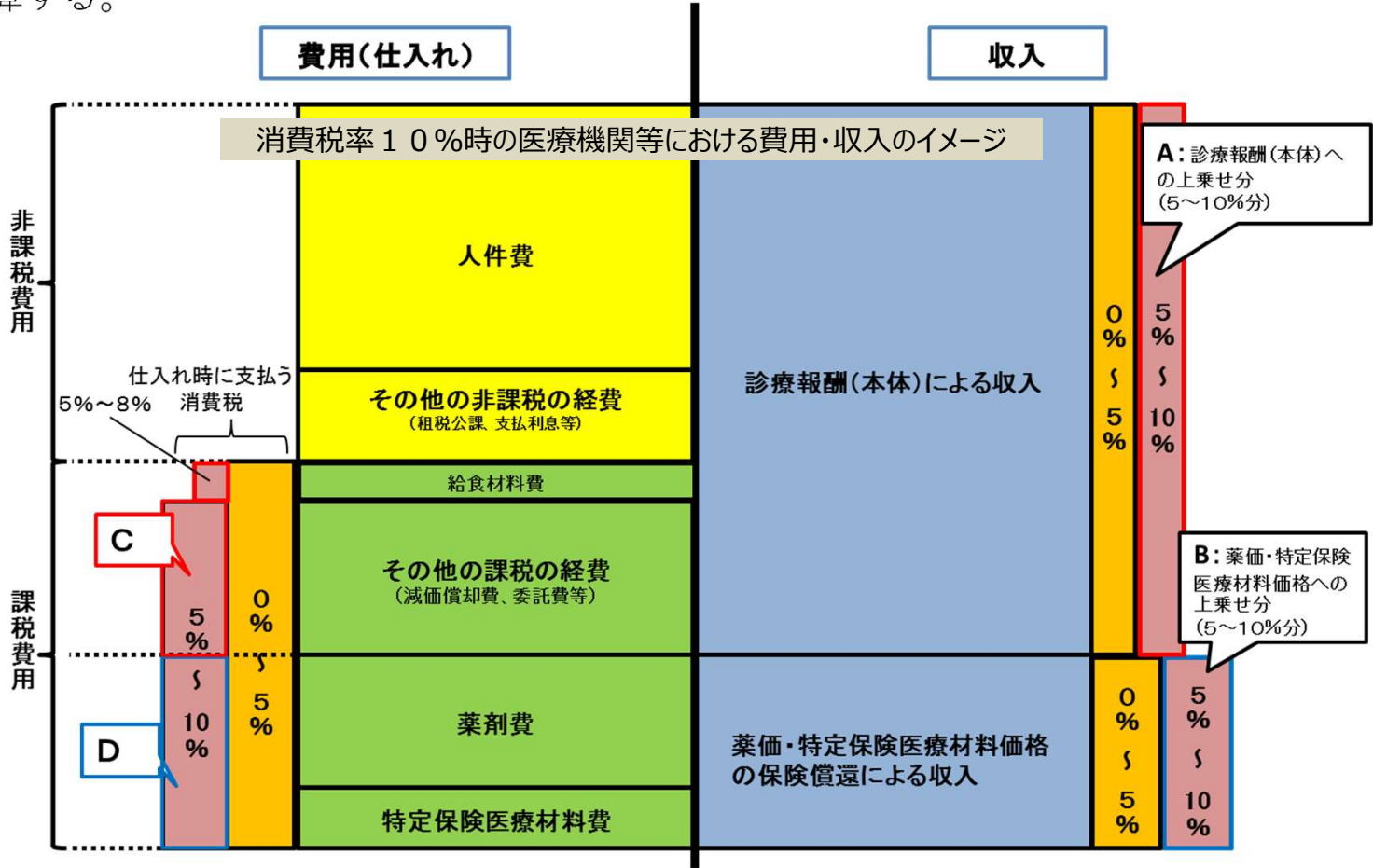
○収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（下図のAの部分）と、支出のうち課税経費の消費税相当額（下図のCの部分）とを比較し、補てん状況を把握する。

・収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分（Aの部分）

消費税10%引上げに伴い上乗せした各診療項目（初・再診料、入院料等）の点数に、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数に乗じて積算する。

・支出のうち課税経費の消費税相当額（Cの部分）

第23回医療経済実態調査のデータより、個々の医療機関等の課税経費額を推計し、「その他の課税の経費」の消費税5%分を積算する。



補てん状況の把握方法 ①

(支出)

- 第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関等を対象として、各医療機関等の同調査の令和2年度の課税経費（消費税5～10%部分）を使用。

(収入)

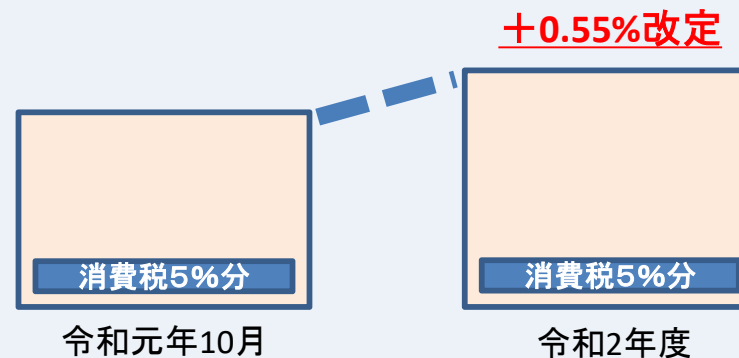
- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により、上記の各医療機関等の令和2年4月から令和3年3月の消費税上乗せ項目の算定回数を抽出し、各項目の消費税上乗せ点数（消費税5～10%部分）を乗じて、年間の消費税上乗せ分の合計を算出。
 - ・ 令和2年度改定により改正されている項目は、改定前の同様の項目と同程度の上乗せ点数が含まれているものとしている。
 - ・ 特定入院料等のうち包括入院料については、薬剤費の消費税上乗せ分相当の点数も含まれるため、報酬本体の消費税上乗せ分相当として今回用いる点数は、各包括入院料の上乗せ分相当の点数全体から、薬剤費の消費税上乗せ分相当の点数を控除したものとしている。
 - ・ DPC病院の包括部分については、DPC病院から厚生労働省に提出されるDPCデータを用いて、医療経済実態調査に回答したDPC病院について、包括部分の消費税上乗せ分相当の点数、医療機関別の係数、入院日数から算出している。

(その他)

- 医療機関等種別ごとの平均補てん率を算出するに当たって、病院は病院種別（一般病院、精神科病院、特定機能病院、こども病院）ごとの施設数による加重平均、一般診療所は入院診療収益の有無ごとの施設数による加重平均、歯科診療所及び保険薬局は開設者種別（法人、個人）ごとの施設数による加重平均を行っている。また、病院のうち一般病院は、開設者種別（国立、公立、公的、社保関係法人、医療法人、その他法人、個人）ごとの施設数による加重平均を行っている。
- 今回の補てん状況の把握の客体は、原則として、医療経済実態調査に回答した医療機関等としているが、NDBの算定回数がゼロなど、外れ値と考えられる医療機関等は対象としていない。

(留意点)

- 令和2年度については、医療機関等の支出面、収入面とも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている。
- 支出については、サンプル調査（医療経済実態調査）を基にしており、対象医療機関等が調査ごとに異なる。収入についても、当該調査に回答した医療機関等を対象にしている。
- 診療報酬による補てんについては、個々の医療機関等ごとに消費税負担が異なる状況を踏まえつつ、類型ごとに平均的な医療機関等について補てんできるよう配点しているが、改定後の時間の経過とともに、医療機関等の消費税負担の状況は変化し、また、初・再診料や入院基本料等の算定回数も変化する。
- 消費税分を上乗せした項目の一部がその後の通常改定で改定されている。
- 令和元年10月の改定後、令和2年度に+0.55%のプラス改定を行っている。



令和2年度 補てん状況把握結果① 【全体】

(1施設・1年間当たり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	4,149千円	41,919千円	1,094千円	730千円	498千円
5%相当負担額 (B)	4,013千円	38,068千円	1,258千円	705千円	442千円
補てん差額 (A-B)	136千円	3,851千円	▲164千円	24千円	56千円
補てん率 (A/B)	103.4%	110.1%	87.0%	103.4%	112.7%
医業・介護収益 (C)	352,280千円	3,146,022千円	126,311千円	56,199千円	163,462千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.04%	0.12%	▲0.13%	0.04%	0.03%
集計施設数	(2,282)	(843)	(1,439)	(492)	(846)

- 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%）となる。

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。
 ※ 医業・介護収益には、新型コロナ関連補助金を含まない。(以下同様)

令和2年度 補てん状況把握結果② 【病院】

- 病院全体の補てん率は、110.1%であった。
- 一般病院は110.7%、精神科病院は104.4%、特定機能病院は110.0%、こども病院106.8%であった。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乗せ分 (A)	41,919千円	39,331千円	19,390千円	465,839千円	217,418千円
5%相当負担額 (B)	38,068千円	35,542千円	18,578千円	423,529千円	203,562千円
補てん差額 (A-B)	3,851千円	3,789千円	813千円	42,310千円	13,856千円
補てん率 (A/B)	110.1%	110.7%	104.4%	110.0%	106.8%
医業・介護収益 (C)	3,146,022千円	2,987,515千円	1,570,488千円	31,436,856千円	14,017,289千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.12%	0.13%	0.05%	0.13%	0.10%
集計施設数	(843)	(627)	135	66	15
平均病床数	(251)	(184)	257	832	437

※ 病院全体、一般病院の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和2年度 補てん状況把握結果③-1 【病院うちDPC病院】

○ 病院のうちDPC病院の補てん率をみると、一般病院は106.5%、特定機能病院は110.0%、こども病院は106.8%であった。

(1施設・1年間当たり)

D P C病院	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	96,718千円	—	465,839千円	217,418千円
5%相当負担額 (B)	90,796千円	—	423,529千円	203,562千円
補てん差額 (A-B)	5,922千円	—	42,310千円	13,856千円
補てん率 (A/B)	106.5%	—	110.0%	106.8%
医業・介護収益 (C)	7,282,727千円	—	31,436,856千円	14,017,289千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.08%	—	0.13%	0.10%
集計施設数	214	—	66	15
平均病床数	293	—	832	437

令和2年度 補てん状況把握結果③-2 【病院うち非DPC病院】

○ 病院のうち非DPC病院の補てん率をみると、一般病院は113.9%、精神科病院は104.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

非DPC病院	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	21,475千円	19,390千円	—	—
5%相当負担額 (B)	18,857千円	18,578千円	—	—
補てん差額 (A-B)	2,617千円	813千円	—	—
補てん率 (A/B)	113.9%	104.4%	—	—
医業・介護収益 (C)	1,618,072千円	1,570,488千円	—	—
医業・介護収益に対する補てん差額 の割合((A-B)/C)	0.16%	0.05%	—	—
集計施設数	413	135	—	—
平均病床数	128	257	—	—

令和2年度 補てん状況把握結果④-1 【一般病院：届出入院基本料別】

- 一般病棟、療養病棟、結核病棟それぞれの入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を上回った。
- 精神病棟入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を下回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病棟入院基本料 届出病院	療養病棟入院基本料 届出病院	結核病棟入院基本料 届出病院	精神病棟入院基本料 届出病院
報酬上乘せ分 (A)	55,037千円	22,603千円	81,824千円	91,413千円
5%相当負担額 (B)	51,406千円	18,498千円	80,600千円	95,324千円
補てん差額 (A-B)	3,631千円	4,105千円	1,224千円	▲3,911千円
補てん率 (A/B)	107.1%	122.2%	101.5%	95.9%
医業・介護収益 (C)	4,160,294千円	1,605,372千円	6,241,944千円	7,606,522千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.09%	0.26%	0.02%	▲0.05%
集計施設数	480	221	28	41
平均病床数	194	150	289	403

令和2年度 補てん状況把握結果④-2 【一般病院：届出入院基本料別】

○ 特定機能病院、障害者施設等それぞれの入院基本料を届け出ている一般病院の補てん率は100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	特定機能病院入院基本料届出病院			専門病院入院基本料 届出病院	障害者施設等入院 基本料届出病院
	一般病棟	結核病棟	精神病棟		
報酬上乘せ分 (A)	465,839千円	438,128千円	468,023千円	—	33,338千円
5%相当負担額 (B)	423,529千円	392,796千円	424,114千円	—	26,548千円
補てん差額 (A-B)	42,310千円	45,332千円	43,908千円	—	6,790千円
補てん率 (A/B)	110.0%	111.5%	110.4%	—	125.6%
医業・介護収益 (C)	31,436,856千円	27,781,155千円	30,832,114千円	—	2,458,962千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.16%	0.14%	—	0.28%
集計施設数	66	8	55	—	58
平均病床数	832	857	836	—	182

令和2年度 補てん状況把握結果⑤ 【一般病院：開設主体別】

○ 一般病院の開設主体別の補てん率をみると、医療法人は117.4%、国立は109.6%、公立は88.1%、国公立除くでは119.4%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病院全体	医療法人	国立	公立	国公立除く
報酬上乘せ分 (A)	39,331千円	25,862千円	83,511千円	60,529千円	42,246千円
5%相当負担額 (B)	35,542千円	22,029千円	76,164千円	68,728千円	35,394千円
補てん差額 (A-B)	3,789千円	3,834千円	7,347千円	▲8,199千円	6,853千円
補てん率 (A/B)	110.7%	117.4%	109.6%	88.1%	119.4%
医業・介護収益 (C)	2,987,515千円	1,978,078千円	6,388,906千円	4,566,981千円	3,175,934千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.19%	0.12%	▲0.18%	0.22%
集計施設数	(627)	304	17	130	480
平均病床数	(184)	135	315	218	171

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和2年度 補てん状況把握結果⑥-1 【一般病院：看護配置基準別】

○ 一般病棟入院基本料届出病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、看護配置基準と補てん率に有意な相関性はみられなかった。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院 基本料届出病院	単純平均	急性期一般 入院料 1	急性期一般 入院料 2～7	地域一般 入院料 1、2	地域一般 入院料 3
報酬上乘せ分 (A)	55,037千円	102,611千円	31,425千円	14,446千円	11,310千円
5%相当負担額 (B)	51,406千円	97,567千円	27,806千円	12,824千円	12,433千円
補てん差額 (A-B)	3,631千円	5,044千円	3,619千円	1,622千円	▲1,123千円
補てん率 (A/B)	107.1%	105.2%	113.0%	112.6%	91.0%
医業・介護収益 (C)	4,160,294千円	7,906,038千円	2,244,151千円	1,003,081千円	1,021,284千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.09%	0.06%	0.16%	0.16%	▲0.11%
集計施設数	480	177	236	26	41
平均病床数	194	298	143	97	98

令和2年度 補てん状況把握結果⑥-2 【一般病院：DPC病院×看護配置基準別】

- 一般病棟入院基本料届出病院のうちDPC病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、急性期一般入院料1、急性期一般入院料2～7いずれの病院についても、補てん率が100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院 基本料届出病院	単純平均	急性期一般 入院料1	急性期一般 入院料2～7	地域一般 入院料1、2	地域一般 入院料3
報酬上乘せ分 (A)	97,447千円	114,818千円	52,521千円	—	—
5%相当負担額 (B)	90,844千円	108,400千円	45,438千円	—	—
補てん差額 (A-B)	6,603千円	6,417千円	7,083千円	—	—
補てん率 (A/B)	107.3%	105.9%	115.6%	—	—
医業・介護収益 (C)	7,303,683千円	8,763,705千円	3,527,764千円	—	—
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.09%	0.07%	0.20%	—	—
集計施設数	208	150	58	—	—
平均病床数	294	327	208	—	—

令和2年度 補てん状況把握結果⑥-3 【一般病院：非DPC病院×看護配置基準別】

○ 一般病棟入院基本料届出病院のうち非DPC病院について、看護配置基準ごとに補てん状況をみると、看護配置基準と補てん率に有意な相関性はみられなかった。

(1施設・1年間当たり)

一般病棟入院 基本料届出病院	単純平均	急性期一般 入院料 1	急性期一般 入院料 2～7	地域一般 入院料 1、2	地域一般 入院料 3
報酬上乘せ分 (A)	22,606千円	34,797千円	24,551千円	14,446千円	11,310千円
5%相当負担額 (B)	21,247千円	37,381千円	22,061千円	12,824千円	12,433千円
補てん差額 (A-B)	1,359千円	▲2,585千円	2,490千円	1,622千円	▲1,123千円
補てん率 (A/B)	106.4%	93.1%	111.3%	112.6%	91.0%
医業・介護収益 (C)	1,756,526千円	3,141,222千円	1,825,895千円	1,003,081千円	1,021,284千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.08%	▲0.08%	0.14%	0.16%	▲0.11%
集計施設数	272	27	178	26	41
平均病床数	117	134	121	97	98

令和2年度 補てん状況把握結果⑦【一般病院：新型コロナ対応別】

○ 一般病院について、新型コロナ対応別に補てん状況をみると、重点医療機関、協力医療機関、受入病床割当医療機関いずれも補てん率が100%を上回った。

(1施設・1年間当たり)

一般病院	一般病院全体	重点医療機関	協力医療機関	受入病床割当 医療機関	左記以外
報酬上乘せ分 (A)	39,331千円	105,870千円	49,376千円	38,465千円	23,850千円
5%相当負担額 (B)	35,542千円	105,646千円	40,373千円	33,049千円	20,527千円
補てん差額 (A-B)	3,789千円	224千円	9,003千円	5,416千円	3,323千円
補てん率 (A/B)	110.7%	100.2%	122.3%	116.4%	116.2%
医業・介護収益 (C)	2,987,515千円	8,230,966千円	3,396,483千円	2,836,007千円	1,801,209千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	0.13%	0.00%	0.27%	0.19%	0.18%
集計施設数	(627)	138	109	35	345
平均病床数	(184)	328	175	168	132

※ 一般病院全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和2年度 補てん状況把握結果⑧ 【一般診療所】

- 一般診療所全体の補てん率は、87.0%であった。
- 個人は105.4%、医療法人・その他は79.6%であった。

(1施設・1年間当たり)

一般診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	1,094千円	858千円	1,219千円
5%相当負担額 (B)	1,258千円	814千円	1,530千円
補てん差額 (A-B)	▲164千円	44千円	▲312千円
補てん率 (A/B)	87.0%	105.4%	79.6%
医業・介護収益 (C)	126,311千円	82,489千円	152,815千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 (A-B)/C)	▲0.13%	0.05%	▲0.20%
集計施設数	(1,439)	593	846

※ 全体の値は、施設種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和2年度 補てん状況把握結果⑨ 【歯科診療所】

- 歯科診療所全体の補てん率は、103.4%であった。
- 個人は101.7%、医療法人・その他は106.7%であった。

(1施設・1年間当たり)

歯科診療所	全体	個人	医療法人・その他
報酬上乘せ分 (A)	730千円	597千円	1,187千円
5%相当負担額 (B)	705千円	588千円	1,113千円
補てん差額 (A-B)	24千円	10千円	74千円
補てん率 (A/B)	103.4%	101.7%	106.7%
医業・介護収益 (C)	56,199千円	44,049千円	98,208千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合 (A-B)/C)	0.04%	0.02%	0.08%
集計施設数	(492)	374	118

※ 全体の値は、開設者種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和2年度 補てん状況把握結果⑩ 【保険薬局】

- 保険薬局全体の補てん率は、112.7%であった。
- 個人は123.0%、法人は112.3%であった。

(1施設・1年間当たり)

保険薬局	全体	個人	法人
報酬上乘せ分 (A)	498千円	285千円	515千円
5%相当負担額 (B)	442千円	232千円	459千円
補てん差額 (A-B)	56千円	53千円	56千円
補てん率 (A/B)	112.7%	123.0%	112.3%
医業・介護収益 (C)	163,462千円	83,173千円	169,947千円
医業・介護収益に対する補てん差額 の割合 (A-B) / C)	0.03%	0.06%	0.03%
集計施設数	(846)	38	808

※ 全体の値は、開設者種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。

令和4年度診療報酬改定における対応(案)

診 調 組 税 - 2
3 . 1 2 . 2

- 令和2年度の医療機関等の消費税負担(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況については、医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率は103.9%となっており、また、医科全体、歯科、調剤それぞれをみても、補てん不足になっていない状況。
- 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響があり、上乘せを行った診療報酬項目の算定回数^①の減少のほか、患者減に伴う課税経費の減少、消毒・マスク・機器整備等の感染対策のための課税経費の増加など、補てん額と負担額の双方にぶれが生じていると考えられ、令和2年度のデータにより、上乘せ点数の厳密な検証を行うことは困難。
- このため、令和4年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととして、引き続き、消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握して検証を行うことが適当ではないか。

【令和2年度の消費税負担の補てん状況】

- 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%）

(1施設・1年間あたり)

	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	4,149千円	41,919千円	1,094千円	730千円	498千円
5%相当負担額 (B)	4,013千円	38,068千円	1,258千円	705千円	442千円
補てん差額 (A-B)	136千円	3,851千円	▲164千円	24千円	56千円
補てん率 (A/B)	103.4%	110.1%	87.0%	103.4%	112.7%
医業・介護収益 (C)	352,280千円	3,146,022千円	126,311千円	56,199千円	163,462千円
医業・介護収益に対する補てん差額の割合((A-B)/C)	0.04%	0.12%	▲0.13%	0.04%	0.03%
集計施設数	(2,282)	(843)	(1,439)	(492)	(846)

※ 医療機関等種別ごとの施設数により加重平均を行ったもの。
 ※ 医業・介護収益には、新型コロナ関連補助金を含まない。